

# 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和8年3月23日（月）

午後1時30分～午後2時55分

場 所 防災コミュニティセンター大会議室

出席者：教育長 石井朝方 教育委員 西山清和、深澤里奈子、鈴木貴志、伴 英美子

事務局及び出席者：大木参事、村松社会教育課長、露木学校教育課副課長  
常盤社会教育課副課長、二見図書館長、二宮美術館長  
下田教育指導員、神保学校教育課管理係長

石井教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和8年湯河原町教育委員会3月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、鈴木委員、伴委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

次に、非公開とする案件についてお諮りいたします。（1）議決事項 議案第32号 令和8年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。議案第33号 教職員の人事についてにつきましては、人事に関する案件であります。以上、2件の会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

石井教育長 それではご異議がないものと認め、この2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和8年2月教育委員会定例会議事録の承認について

石井教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和8年2月教育委員会定例会

議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 令和8年2月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

石井教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 ないようでしたら、令和8年2月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

石井教育長 それではご異議がないものと認め、令和8年2月教育委員会定例会議事録については承認されました。

## 案 件

### (1) 議決事項

議案第28号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正について

石井教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第28号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第28号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第28号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正について 説明)

・湯河原町の機構改革により、業務の移管が生じたため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第28号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号 湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱を廃止する告示の制定について  
石井教育長 次に、議案第 29 号 湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱を廃止する告示の  
制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 議案第 29 号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第 29 号 湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱を廃止する告示の制定について 説明)

・湯河原町の機構改革により、弓道場に関する事務がまちづくり課に移管されることになったため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第 29 号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号 湯河原町学童保育所運営規程を廃止する告示の制定について

石井教育長 次に、議案第 30 号 湯河原町学童保育所運営規程を廃止する告示の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第 30 号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第 30 号 湯河原町学童保育所運営規程を廃止する告示の制定について 説明)

・町教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に関する事務が町部局に移管されることとなったため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第 30 号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

す。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 湯河原町学童保育所運営委員会運営規程を廃止する告示の制定について

石井教育長 次に、議案第31号 湯河原町学童保育所運営委員会運営規程を廃止する告示の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第31号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第31号 湯河原町学童保育所運営委員会運営規程を廃止する告示の制定について 説明)

・町教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に関する事務が町部局に移管されることとなったため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伴委員 先ほどご質問するべきだったのかも知れないんですけども、新しい課ができるそうですが、健康こどもみらい課の所管というか役割というのはどういったものになるんですか。

常盤社会教育課副課長 保健センターとこども支援課が一緒になりまして、健康こどもみらい課となります。

村松社会教育課長 いま学童についてご説明させていただきましたが、学童については、いままで教育委員会の所管でしたが、県内では教育委員会部局でやっているところと、町部局、いわゆる湯河原町でのこども支援課のようなところがやっているところと、まちまちでしたが、どちらかと言うと、町部局でやっているところの方が多いです。湯河原町では学童について、教育委員会が町から事務の委任をされてやっておりました。本来町でやっていれば、事務の委任ではなく、町部局でできるということで、今回の機構改革により、委任ではなくて、町部局がやるべきだろうということで、そちらに移るということになりました。

大木参事 健康こどもみらい課についてですが、機構改革により、4月1日から町部局に設置されます。機構改革についての資料がございますので、のちほど教育委員の皆様にお

渡しさせていただきます。

石井教育長 確認いたしますと、学童が移って、こちらに来るのは何ですか。

常盤社会教育課副課長 文学賞と伝統文化体験事業です。

石井教育長 具体的には何ですか。

常盤社会教育課副課長 文学賞については、黛まどかさんにやっていただいている俳句です。

伝統文化体験事業については、現在地域政策課が所管しております。太鼓の教室やみかん狩り体験事業、狂言教室など、各課にまたがっている事業を、一括して地域政策課で予算化しておりました。それによって、うちのお飾り作り体験なども、実はその中に含まれております。お囃子体験やみかん狩り、狂言、お飾り作りの4つが事業としてありましたが、伝統文化の関係なので、社会教育課の方で、予算も含めてすべてやるということですので。お飾り作りについては、地域政策課が予算を持っておりましたが、社会教育課がメインで行いまして、お金の部分だけそちらで支出するとか、みかん狩りについても、農林水産課でやってもらわないと、なかなかできない部分もあり、予算は一括管理し、あとはいままでどおり、各課にいろいろお願いするのかなと思っております。

常盤社会教育課副課長 弓道場については、まちづくり課に管理が移ります。

村松社会教育課長 もともと総合運動公園の管理がまちづくり課で、多目的広場・パークゴルフ場をまちづくり課で所管しておりました。ですから、敷地内にある弓道場についても、まちづくり課で管理するのが適切ではないかということで、まちづくり課にお願いすることになります。運動公園は指定管理になっておりまして、うちが所管しているヘルシープラザ・町民体育館も指定管理です。それから、プールにつきましても、まちづくり課の所管となりまして、そういったことでうちが棲み分けをしたということです。

石井教育長 他にご質問はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第31号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 湯河原町指導主事の任命について

石井教育長 次に、議案第34号 湯河原町指導主事の任命についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木参事 議案第34号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第34号 湯河原町指導主事の任命について 説明)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定に基づく

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第34号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第35号 湯河原町教育指導員の任命について

石井教育長 次に、議案第35号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木参事 議案第35号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第35号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

・学校教育の指導充実及び振興を図るため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第35号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第36号 湯河原町教育指導員の任命について

石井教育長 次に、議案第36号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木参事 議案第36号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第36号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

・学校教育の指導充実及び振興を図るため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第36号を  
挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願いま  
す。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第37号 湯河原町教育指導員の任命について

石井教育長 次に、議案第37号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたしま  
す。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第37号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第37号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

・社会教育の指導充実及び振興を図るため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第37号を  
挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願いま  
す。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第38号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

石井教育長 次に、議案第38号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 議案第38号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第38号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第38号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

石井教育長 次に、議案第39号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 議案第39号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第39号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 説明)

・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第39号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第40号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第40号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第40号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・青少年相談員に委嘱している同氏について、引き続き青少年相談員に委嘱するため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第40号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第41号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第41号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第41号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・青少年相談員に委嘱している同氏について、引き続き青少年相談員に委嘱するため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第41号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第42号 湯河原町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第42号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第42号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

- ・任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づき、議案を提出するもの

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第42号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 湯河原町青少年指導員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第43号 湯河原町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第43号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第43号 湯河原町青少年指導員の委嘱について 説明)

- ・任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づき、議案を提出するもの

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第43号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第44号 湯河原町文化財審議委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第44号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第44号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について 説明)

・任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づき、議案を提出するもの

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第44号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第45号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第45号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第45号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

・一部の推進員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、湯河原町生涯学習推進員設置要綱の規定に基づき、議案を提出するもの

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第45号を

挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第46号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第46号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 議案第46号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第46号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について 説明)

・任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、議案を提出するもの

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第46号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第47号 湯河原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

石井教育長 次に、議案第47号 湯河原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木参事 議案第47号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第47号 湯河原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について 説明)

・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、

同法第8条の規定に基づき、湯河原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するもの

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伴委員 いま教職員の人数がすごく足りないということが問題になっている中で、教職員の先生方も働きやすさがすごく大事だと思います。そして、先生が担うべき業務とそうでないものが明確になったということは、先生方も、これはやらなくてもいいというのがわかるとともに、保護者の方にも説明する際に、これはこの方ではなくて、ここの担当ですということが説明しやすくなったという意味では、すごくよかったと思います。

石井教育長 県では5年計画で、0%にしたいと言っています。そして、通常のスPEEDではなく、急いでやっていく方針です。県は保護者・地域の方々にも、教員の仕事はここまでだ、これはやらなくてもいいということを周知していくことにも力を入れたいので、いろいろな場面でこの話題が出てくると思います。町としても、留守番電話を取り入れました。午後5時以降の電話対応について、いままで職員が出ておりましたけれども、主に各小学校では留守番電話になりますので、それ以降は翌日若しくは教育委員会に連絡してほしいということで、職員の負担を減らしていく施策を行っています。他に質疑はございますか。

西山委員 3ページのウの(ア)に学習支援員・スクールサポートスタッフの配置と書かれていますが、この場合、各校長からの要請があつて動くシステムですか。それとも、こちらからある程度、湯小には何名とか、そういう形になるんですか。

大木参事 スクールサポートスタッフは、なるべく全校に配置したいと考えております。あとは適任の方がいらっしゃる場合は、学校側が相談して、優先順位を付けることもありますが、人員が不足している学校から配置をするように努めます。当然、学校長の方からの要請もございます。たとえば支援級が1クラス増えるからとか、そういったことを加味しながら、なるべくご希望に沿えるような人員配置をしたいと考えております。

石井教育長 都会と違い、湯河原町ではいろいろな町から仕事に来られるというわけではないので、町内の方をお願いすることも多いです。そうすると、お子さんが通ってる学校には勤務できないなどの条件がでてきて、全部の学校に配置したいけれども、できないこともあります。できる限りの人員配置はしたいと思っております。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第47号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## (2) 協議事項

協議第24号 令和8年度「湯河原町人権教育月間」について

石井教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第24号 令和8年度「湯河原町人権教育月間」についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 協議第24号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第24号 令和8年度「湯河原町人権教育月間」について 説明)

・令和8年度「湯河原町人権教育月間」に係る取組報告について

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第24号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第25号 令和8年度湯河原町教育委員会研修等事業計画(案)について

石井教育長 次に、協議第25号 令和8年度湯河原町教育委員会研修等事業計画(案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 協議第25号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第25号 令和8年度湯河原町教育委員会研修等事業計画

(案) について 説明)

・研修事業、会議・協議会

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

大木参事 通級指導教室連絡会議についてですが、子どもさんだけではなくて、保護者の方にも非常にいい影響が出ているということです。子どもさんの様子が明らかに変化するという事です。たとえば、PTA関連に全然足が向かなかったような保護者の方が、学校に興味を持っていただけになったということです。調整が大変だと思いますが、やっけていただけております。

下田教育指導員 19名からスタートしました。今年は6年生4名が卒業です。ですから、15名が継続ですが、今年希望者が11名あります。ですから、指導は5月の連休明けからになりますが、26名体制で指導していくようになります。成果が出る、子どもが落ち着くということで、保護者の方にも非常に認知されてきたなと感じております。

伴委員 以前はゲーム依存で、奇声を発したり、集団行動が苦手だったお子さんがいたんですが、先日の湯河原小学校の卒業式の時、みんなの中で調和して、自分の出番でははっきりと歌を歌ったり、セリフを言っている姿が見られました。運動会の時もとても驚いたのですが、成長が見えましたので、露木先生に、「彼は教室に行ってますよね」と確認させていただきました。そのように成果があるなと感じました。

石井教育長 4月22日に、オオタ ヴィン監督の講演をやらさせていただきますが、90分の映画で、研修の中に入り込めないということをお話したら、60分に編集し直してくださいました。私たちもまだ拝見していないんですが、研修の中でやりやすいようにということで、大変お世話になりました。全教職員行きますが、ご希望があればご覧になれるかも知れません。許可がでたらどうぞお越してください。また、その日の対象者に保育士さんもありますが、保育士さんがものすごく忙しいらしくて、研修に来る暇もないようです。研修とは違いますが、保育士資格をお持ちの方とか、保育士を目指す学生さん、子育て等が落ち着いた元保育士さんなど、お近くにいらっしゃいましたら、ぜひ働いてくださるよう、お声かけをしてください。1人でも増えると全然違うようですので、よろしく願います。他に質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第25号を

挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第26号 令和8年度校外体験学習推進事業（案）について

石井教育長 次に、協議第26号 令和8年度校外体験学習推進事業（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 協議第26号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第26号 令和8年度校外体験学習推進事業（案）について説明）

・稚鮎の放流体験、子どもふれあい農園（茶摘み）、温泉入浴体験、真鶴道路施設見学会

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第26号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第27号 令和8年度社会教育課事業計画（案）について

石井教育長 次に、協議第27号 令和8年度社会教育課事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第27号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第27号 令和8年度社会教育課事業計画（案）について説明）

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。社会教育課には土・日にも出勤していただいております、子どもたちが参加できていて、非常にありがたいと思っております。

す。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第27号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第28号 令和8年度町立図書館事業計画（案）について

石井教育長 次に、協議第28号 令和8年度町立図書館事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二見図書館長 協議第28号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第28号 令和8年度町立図書館事業計画（案）について説明）

・一般関係、子ども関係

村松社会教育課長 補足ですが、この計画には出ておりませんが、令和8年度について、隣の支援学校から、読書ボランティアの方に来ていただいて、朗読をやってほしいというお話をいただいております。学期ごとに来てほしいということで、4期行けるかわかりませんが、1回から2回とか少しずつ増やして、ボランティアの方若しくは職員か、そういうところも調整していこうと思っております。

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これが一番「売り」だというのはありますか。

二見図書館長 どれもそうですが、ブックトークがすごくキーになっていると思います。読書をしない方に、読書しようと思ってもらえるように、ブックトークで本を紹介してもらって、「それなら読みたい」という方が、結構多いんじゃないかなと思います。ですから、一般向けにはブックトークです。子ども向けでは、体験や学びのあるイベントを、読み聞かせや本の紹介も絡めたお楽しみイベントということで、がんばっていきいたいなと考えております。

石井教育長 これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第28号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第29号 令和8年度町立湯河原美術館事業計画（案）について

石井教育長 次に、協議第29号 令和8年度町立湯河原美術館事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二宮美術館長 協議第29号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第29号 令和8年度町立湯河原美術館事業計画（案）について 説明）

・展覧会、講演会・ワークショップ・教育関係等との連携

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。ここ何年か、入館者数が増えているんですね。来年度はどういうことをしますか。

二宮美術館長 大人も子どもも皆さんが参加できるワークショップを継続して、新しい企画を常に実施することで、もっともっと美術館に親しんでいただく機会を持っていただけたらと思っております。令和8年度は、そういった企画を盛りだくさんで実施していこうと考えております。

石井教育長 ワークショップをすると、来場者は増えますか。

二宮美術館長 そうですね。またゆっくり見たいという方や、お子さんも、全く絵に興味がなくとも、この絵はどのように見えるかとか、学芸員が説明することで、絵に興味を持っていただけてるなと感じられます。継続していきたいと思っております。

石井教育長 いま「龍子の衝撃」をやっていますが、すごくいいですね。作品が大きくて、天井に付くぐらいのものもありまして、天井を超えるようなものは借りられなかったというほどです。私も二度ほど行きましたが、そのたびにご覧になっている方がたくさんいらっしゃいました。とても関心が高いと思います。あと映像もやるんですね。

二宮美術館長 令和8年度は、特別展のイベントの風景などを映像に残したりとか、また、7年度もやりましたけど、12月ごろに映画の上映会を企画しております。

石井教育長 目の不自由な方が見るというのも、すごくよかったですよね。何か質疑はござ

いますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第29号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第30号 旅館業法第3条第4項の規程に基づく施設環境の意見について (案)

石井教育長 次に、協議第30号 旅館業法第3条第4項の規程に基づく施設環境の意見について (案) を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二宮美術館長 協議第30号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第30号 旅館業法第3条第4項の規程に基づく施設環境の意見について (案) 説明)

・神奈川県より意見の照会

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伴委員 こういうことで最近問題になっているのは、民泊でいろいろな人が来て、管理する方がいない中で散らかしてしまうなどを聞くことがあります。この施設についてはどうですか。

二宮美術館長 神奈川県に問い合わせましたが、民泊ではないです。部屋は1室で、通常の旅館です。

伴委員 管理する方はいるんですね。

二宮美術館長 はい。それでお客様は1グループだけと限定されます。

石井教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第30号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

## 報 告

(1) 令和7年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について

石井教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 令和7年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について、事務局から報告をお願いします。

露木学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和7年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について 報告)

・現状(予想)、目的・ねらい、具体的方策 等

石井教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

西山委員 毎年、各学校で人権教育について、とにかく自分の命と他人の命を大事にするということを大前提にやっています。当時の状況を知っている教師が少なくなったということで、形骸化が心配されているところもありますが、湯河原町の教育を進める上で、絶対避けてはいけないことだと思っています。4月に赴任される教職員の方々にも、いままでの事例を紹介しながら、引き続き、一丁目一番地的な考え方で、この問題に取り組んでほしいということをお話していただきたいなと思います。

石井教育長 他にございますか。

伴委員 Q-Uというのが実施されているようですが、どういうものなのかということと、何がわかってきているのか、現状で教えていただけることがあればお願いいたします。

露木学校教育課副課長 Q-Uというのは、子どもたちが質問に答えまして、学級満足度という横軸と侵害行為を受けているか・受けていないかという縦軸と、マトリックスみたいになっていて、自分がどこに当たるのかが出るようになっています。学級の子どもたちがどのエリアに在籍しているかによって、その学級の抱えている課題等が明らかになるようになっています。アンケートを何回かやることによって、子どもたちがどう動いたかなどの分析をすることによって、子どもたちが表出しにくい何かを、データで先生方が気付くことができる可能性があります。数値の分析については、なかなか簡単にはわからなかったりしますので、これに向けた研修会を各校において、詳しい先生が説明したり、外部からお呼びして説明していただいたりして、より確認が深まるということ です。

伴委員 アセスメントとしての一面というより、その結果を読み取って、教育に生かすというツールという位置付けのものなんだと理解いたしました。それでは、読み取りは難しく、パッと見ではわからないということですね。

露木学校教育課副課長 パッと見てわかることと、さらに詳しくなるとわかることがあります。

伴委員 なるほど、ありがとうございます。

大木参事 先生方は学級運営などに活用する、また、子どもが何を考えているか、いじめの温床になっているものはないかとか、そういったことも読み取るようにしているということですね。

露木学校教育課副課長 自分のクラスのこの子は、だいたいこのあたりに属するんじゃないかと思っていたら、意外と違うところにおいて、先生が気付かなかつたりすることもあるようです。

石井教育長 中学校ですと、学年の職員でそれぞれのクラスをみんなで見て、アドバイスをします。例えば、残り9カ月、こういうことを気を付けた方がいいんじゃないかとか、この子はこんなにクラスの中で外れているから、声かけをした方がいい等です。私が東台小学校におりましたときは、小さい学校ですから、1年から6年までの分析を全職員でやりました。先生方も、自分の学年でなくても、子どもたちの名前を全部覚えていまして、話し合いが可能でした。年2回やるのが、一番有効です。

伴委員 先ほどのお話と重なるところとすると、いじめの案件があったときに、同じクラスに各学校から来て、その結果がどういうふうになっているかなというのにも役立つ資料なんだなと思います。

石井教育長 この資料は開示はされていないんですね。内容的に難しいんですけど。

大木参事 町議会の6月定例会の総務文教・福祉常任委員会の中で、報告をさせていただいております。

露木学校教育課副課長 そのときは抜粋です。

石井教育長 そうですね、これじゃないんですね。町の方とお話したときに、先ほど西山委員が形骸化しないようにということでしたが、学校は一生懸命取り組んでいるのに、周知されていなくて残念だなということがありました。伝えることがなかなか難しいので、何か方法を考えたいと思います。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 令和8年度湯河原町民大学について

石井教育長 次に、(2) 令和8年度湯河原町民大学について、事務局から報告をお願いします。

常盤社会教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和8年度湯河原町民大学について 報告)

・令和8年4月～令和9年3月

・定員150名(3月21日現在126名の申し込み)

石井教育長 報告が終わりました。講義してくださる方々は本当にすごい方々で、いままでのお付き合いからだと思いますが、よく来てくださっていると思います。11月の中村丁次先生は保健福祉大学の学長ですからね。すごくお忙しい中を、この日のためにわざわざ空けてくださいます。講演内容もおもしろくて、ファンの方もたくさんいらっしゃいます。運営は大変でしょうけど、すばらしい方々ばかりです。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

石井教育長 その他に入らせていただきます。委員の皆様、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 事務局から何かありますか。

事務局 なし

石井教育長 では、以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。